

古河市立大和田小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ問題に対する基本的な考え方

(1) いじめ防止対策推進法について

いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。これまでも学校において様々な取組が行われたが、今もいじめが起因とされる児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事例が全国で起きている。

そこで、社会全体でいじめ問題に対処するため、基本的理念や体制を整備するために、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が成立した。

(2) いじめの防止などの対策に関する基本理念

いじめは、すべての児童に関係する問題である。いじめ防止などの対策は、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう学校の内外を問わず、いじめをなくすことを念頭に置いた実施計画とする。

また、すべての児童がいじめをせず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止などの対策は、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにする。

(3) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第二条では、「この法律において『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるものか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことを基本理念とする。

(4) いじめの理解

いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。とりわけ、嫌がらせやいじわるなどの「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害者にも加害者にもなる。また「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの他の児童から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命、また身体に重大な危険を生じさせる。「悪ふざけ」という名目で加害者側からは悪意がないように見えても、もの隠しの「いたずら」や内緒話などの「仲間外し」なども、被害者の学校での意欲を著しく害することになる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級やスポーツ少年団などの集団帰属の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性・体育会的な絶対支配性）、「観衆」としてはやし立てたり、おもしろがったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにする。

2 組織について

本方針のねらいを達成するために、本校に「大和田小学校いじめ問題対策委員会」を設置し、次のような組織を作る。

- (1) いじめ対策主任は、学校長とする。
- (2) いじめ防止推進主任を置き、生徒指導主事があたる。
- (3) その他、校内では教頭、教務主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、各ブロックより1名ずつの職員で構成する。
- (4) 外部から学校評議員、PTA役員、地域区長などの有識者を加える。
- (5) 活動として、主に以下のことを行う。
 - ① 学期1回のいじめアンケートの実施。実態把握を通して、必要に応じて指導を行う。また結果は保護者に知らせる。
 - ② 学期1回のQ-U（楽しい学校生活を送るためのアンケート）の実施。児童の内面を把握に努める。
 - ③ 職員間で気になる児童の情報の交換、また共有を図る。
 - ④ 児童への啓発活動に効果があると考えられる活動を計画し、実施する。
 - ⑤ 学校評議員会に合わせて年間2回程度行う。

3 いじめの未然防止のための取り組みについて

いじめの中でも「もの隠し」「所有物への落書き」「仲間外し」など身体的、金銭的なものでなく精神的苦痛を与えるものについては、この未然防止、とりわけ「(1) 指導の充実」が有効であるといわれている。

(1) 指導の充実

- ① 学習指導の充実
 - ・児童にとって魅力ある授業づくりを目指した研修の推進と実践を通して、学力の向上を図る。
- ② 道徳授業の充実
 - ・豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、児童の道徳的実践力を育成する。
- ③ 特別活動の充実
 - ・特活部と連携をとり、児童への啓発活動につながる活動を計画し、実施することで、好ましい人間関係が醸成されるよう互いに協力し合う。
- ④ 啓発活動の充実
 - ・外部から講師を招いて、携帯電話の使い方などの情報モラルの向上を目指した講演を実施する。

(2) 職員のいじめに対する意識の高揚と指導力の向上

- ① いじめに関する全職員対象とした校内研修会の実施。
- ② いじめ防止のための学級担任のポイント
 - ・日常的にいじめの問題を児童に投げかけ、「いじめは許されない」という姿勢を貫き、その雰囲気醸成する。
 - ・傍観者もいじめを肯定することになるのだということを見事に理解させる。
 - ・一人一人を大切にしたいわかりやすい授業、言葉遣い、教室掲示に努める。
- ③ いじめ防止のための養護教諭のポイント

- ・保健室に来室する児童のサポートや学級担任との連携を目指し、一方で命の大切さを取り上げる。
- ④ いじめ防止のための生徒指導主事のポイント
 - ・いじめの問題について校内研修や職員会議で取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
 - ・学期1回のいじめアンケートをとり、正しく教職員で共有し合うとともに、学期末に保護者に伝える。また、結果について「いじめの可能性あり」のものについては、早急に担任が事実関係を確認し、適切なを指導するとともに、全職員に内容を伝える。

(3) 保護者との連携

- ① 保護者との関係づくりを心がける。その中で、児童のよさを話し、また保護者から聞くことで好ましい人間関係を築く。
- ② 児童のいじめに関わることが保護者から出た場合には、すぐに職員間で情報を共有するとともに迅速に対応する。

4 いじめの早期発見について

(1) いじめの小さなサインの発見に努める。すなわち、次のような言動をチェックポイントとして決して見逃さない。

- ① いじめる側の言動から
 - ・特定の子を冷やかしたり、笑いものにする子はいないか。
 - ・仲間だけで目で合図する子はいないか。
 - ・特定の子を呼び出したり、何かを言いつける子はいないか。
 - ・何人かでこそこそ話し合い、教師の目を避ける子はいないか。
 - ・粗野な行為が目立ち、すぐに腹を立てたり、いらいらしたりする子はいないか。
 - ・給食のおかわりは特定の子に偏っていないか。
- ② いじめられる側の言動から
 - ・休み時間や放課後、一人でいることが多い子はいないか。
 - ・授業に意欲・集中力がない子はいないか。
 - ・保健室に行く回数が多くなった子はいないか。
 - ・用もなく職員室付近を歩き回る子はいないか。
 - ・授業中に発表をすると冷やかされる子はいないか。
 - ・欠席、遅刻、早退が増えてきた子はいないか。
 - ・いつも他の子の言いなりになっている子はいないか。
 - ・衣服の汚れ、身体に理由がよくわからない傷のある子はいないか。
 - ・教科書、ノート、机などにいたずら書きの見られる子はいないか。
 - ・物が隠される子はいないか。
 - ・係や学級委員の仕事を辞めたいと言ってくる子はいないか。
 - ・人格、人権を無視するようなあだ名をつけられている子はいないか。

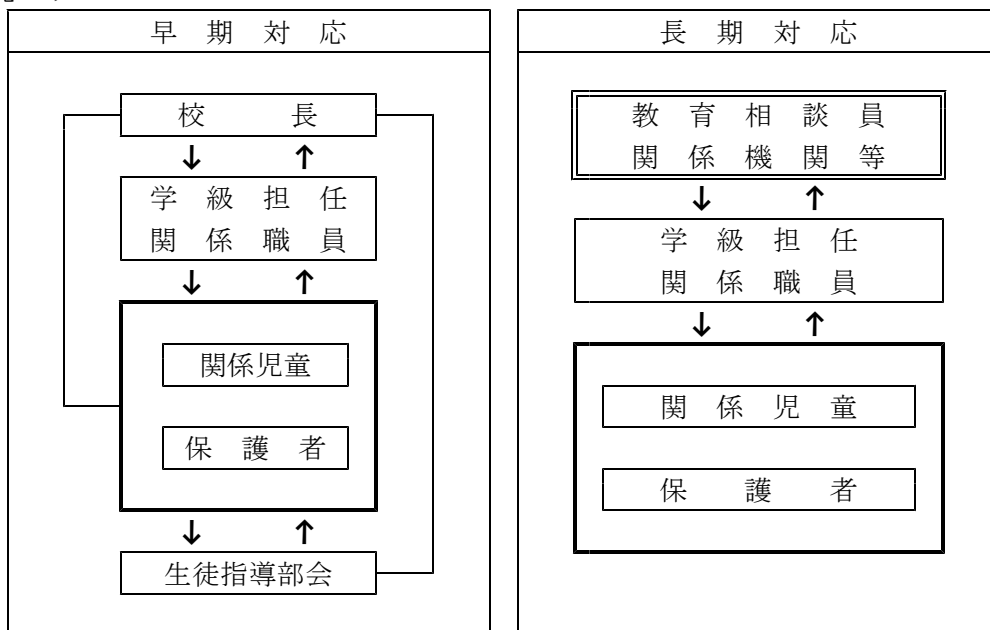
(2) 求められる教師の姿勢

- ・いじめはぜったいに許さないという姿勢。
- ・児童が心を開いて相談しようという気にさせる姿勢。

- ・児童の気持ちを受け止めることのできる姿勢。
- ・休み時間、給食の時間など、だれとだれが多く会話をしているかを観察し、交友関係とその変化を観察できる姿勢。
- ・保護者とよく連絡を取り合おうとする姿勢。
- ・他の学級の子でも、気になったらどんだん声をかけることのできる姿勢。

5 いじめに対する措置

(1) 対応パターン



※ 解消後も、関係児童を含む集団を注意深く観察し、いじめの再発防止に努める。時として、いじめの立場が逆転することもあることを忘れてはいけない。

(2) いじめ問題が実際に発生したときに

- ① 小さなサインの発見を見逃さない。(早期発見・早期対応)
 - ・そこから迅速な行動を起こすことが要求される。(校長への報告)
 - ・児童本人からの訴えの時には、共感的理解に努める。そして安心感をもたせられるように親身になって話を聞く。
 - ・児童を全力で守るという姿勢を見せ、貫く。
- ② 保護者からの相談・訴えを重視する。
 - ・「いじめがあるのではないか?」という意識をもち、自分だけで判断をしないで、すぐに報告・連絡・相談・確認に努める。
 - ・いじめの被害者(とその保護者)はもちろんのこと、いじめた側、傍観者からも具体的な事実、心情を誠実に受け止め、記録する。
- ③ 事実関係を正確に把握し、すぐに校長に報告する。
- ④ 校長の指導のもと、対応策を協議し、実効性のある具体的な対応を直ちに開始する。
 - ・関係児童に対し、個別に指導する。また、継続指導をしていくことを約束し、安心感をもたせる。
- ⑤ 児童への指導は、下記の心情になれるようにする。

自己の非に気づき相手への共感と謝罪。
今後の決意と実行。

→

反省と謝罪

- ⑥ いじめの事実の開示を前提とし，学年，学校全体の問題として対応する。
- ⑦ 必要に応じ，PTAや地域などにも説明し，理解と協力する。
- ⑧ 校長の判断のもと，市教育委員会を始め関係機関に報告する。

(3) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

- ① インターネットを通じて行われるいじめを発見した（情報を受けた）場合には，職員間で情報を共有し，教育委員会と連携しながら当該いじめに関わる情報の削除等を求める。
- ② 児童の生命，身体もしくは財産に重大な被害が生じる恐れがあると認められる場合には，警察署に通報し，適切な援助を求める。

(4) 関係機関との連携

- ① いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものとして認められる場合には，警察署等の関係機関と連携して対処する。

(5) 重大事態発生時の対処

具体的には，児童が自殺を企図したり，精神性の疾患を発生したりする場合等，生命・心身または財産に重大な被害が生じた場合，また学校を長期にわたって欠席を余儀なくされた疑いのある場合（年間30日以上）は，速やかに次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を，古河市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上，当該事案に対処するための手立てを迅速に行い，必要に応じ情報は公開する。

6 古河市立大和田小学校いじめ問題対策委員会

外部有識者を含む下記のメンバーによる古河市立大和田小学校いじめ問題対策委員会を編成して，いじめの重大事態を防ぎ，早期発見・早期解決を図る。また，いじめについての協議の場を設け，学校の対応について点検と改善・充実を図る。

